

サステナビリティ開示及び保証に係る動向

2025年3月6日

金融庁企画市場局 企業開示課長 野崎 彰



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

1. サステナビリティ情報の開示のあり方について

(1) サステナビリティ開示に関する国際的な動向等

(2) サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWGの設置

2. サステナビリティ情報に関する開示の好事例

3. サステナビリティ開示基準の導入における個別論点

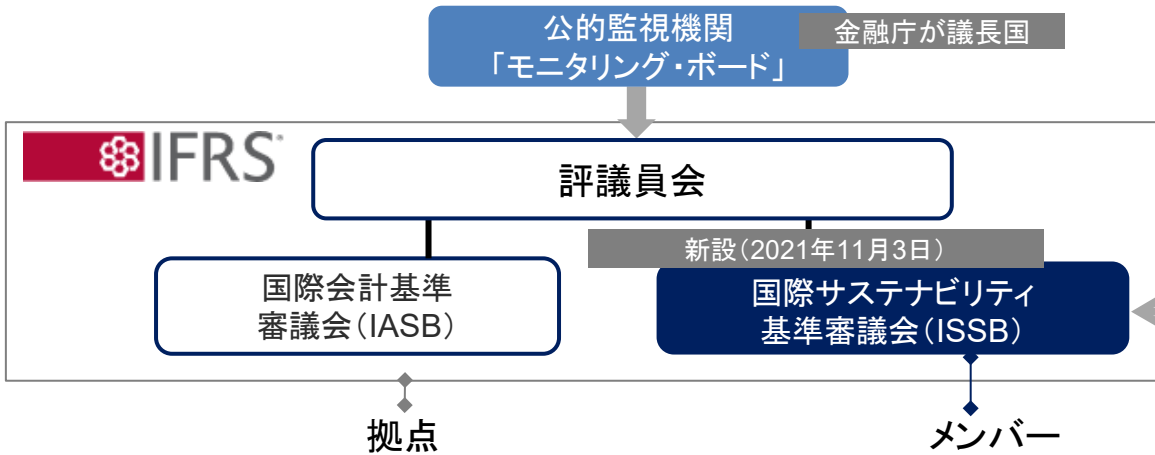
4. サステナビリティ情報の保証制度の導入について

5. 有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた環境整備

サステナビリティ開示基準の国際的な動向

- 2021年11月3日、国際会計基準財団(IFRS財団)は、「国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)」の設置を公表。
- 2023年6月26日、ISSBは、「全般的な開示要求事項(S1基準)」及び「気候関連開示(S2基準)」を最終化。

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の概要

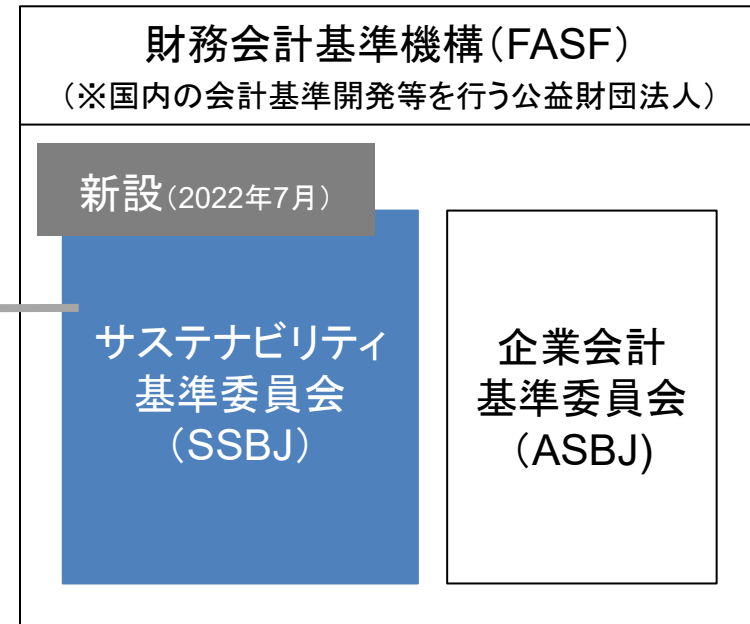


議長	理事
 エマニュエル・ファベル(仏) (元ダノンCEO)	 小森 博司 (日本) (元GPIF 市場運用部次長)

※議長1名・副議長2名のほかに、日本人1名(小森博司氏)を含む11名の理事が就任

(出所)エマニュエル・ファベル氏、小森博司氏の顔写真はIFRS財団ホームページから掲載

日本における基準開発及び意見発信



サステナビリティ開示に関するISSB基準の最終化

- 2023年6月26日、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は全般的な開示要求事項 (IFRS S1号) 及び気候関連開示基準 (IFRS S2号) を最終化

ISSB基準の概要

全般的な開示要求事項 (IFRS S1号)

- 全ての重要なサステナビリティ関連のリスクと機会を開示するための全般的な開示要件を設定 (例)重要性の判断、開示場所に関する要件等
- TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言における4つの構成要素(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)を、気候から全てのサステナビリティ関連のリスクと機会に拡大

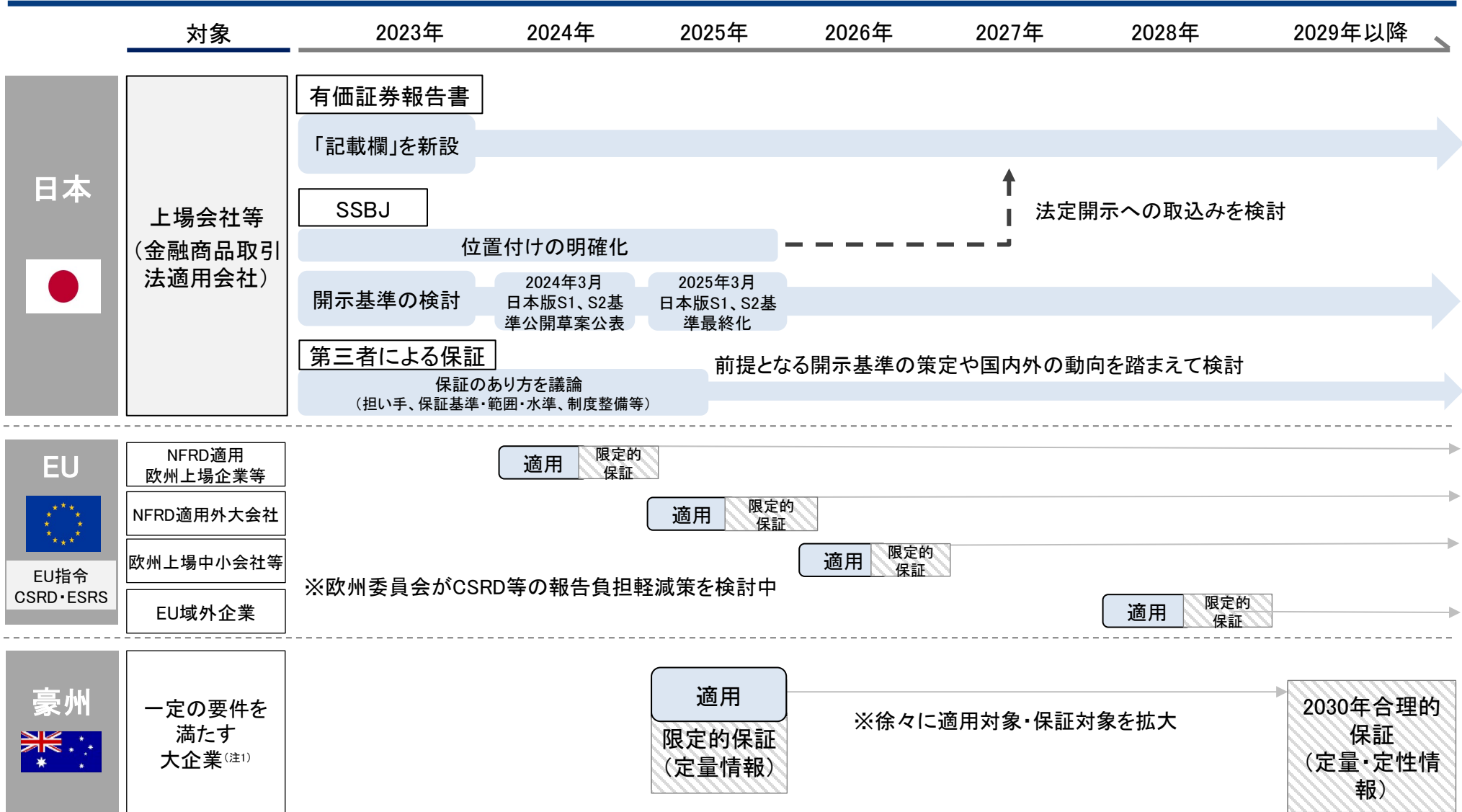
気候関連開示 (IFRS S2号)

- 企業の気候関連のリスクと機会に関する開示要件を設定
- TCFDの4つの構成要素(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)に基づき、TCFDの開示要件から一部追加あるいは詳細化した要件を設定
- TCFDとの主な違いは、温室効果ガス(GHG)排出量のScope 3^(注1)の開示の要求(※ただし適用初年度の開示は省略可能)、及び産業別指標の開示(※産業別ガイダンスに記載の指標を参照の上で、適用可能性を考慮しなければならないとされている)

(注1) Scope 1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、Scope 2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope 3: Scope 1、Scope 2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

(出所)IFRS財団プレスリリース(2023年7月24日公表)、同プロジェクトサマリー(2023年6月26日公表)

各国におけるサステナビリティ開示・保証に関する検討状況



(注1) EUのNFRDは、大会社に該当し、かつ従業員500名以上の上場企業や銀行などに対して非財務情報開示を求めるものであり、2017会計年度より適用されている。

(注2) EUの大会社は、従業員250人超、総資産残高2,500万ユーロ超、純売上高5,000万ユーロ超のうち2つを満たすもの。

(注3) EUの「EU域外企業」とは、EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループのこと。

(注4) 豪州では、2025年1月1日以降開始する会計年度から、A)かつB)を満たす大規模企業に適用を開始予定。A)従業員500人以上、10億豪ドル以上の連結総資産、5億豪ドル以上の連結年間収益のうち2つ満たす、B) National Greenhouse and Energy Reporting (NGER)に基づき当局による公表の基準値 (publication threshold) を超過。適用対象は段階的に拡大予定。

英国・カナダにおけるサステナビリティ開示に関する検討状況

- 英国ではISSB基準と概ね同一の基準の適用が勧告されており、カナダにおいてもISSB基準に整合するサステナビリティ開示基準の最終化が公表されている。

英国

- 2024年12月、英国政府の諮問機関であるUK Sustainability Disclosure Technical Advisory Committee (TAC)が、ISSB基準と概ね同一の基準を英国で採用する勧告を公表。2025年第一四半期に当該勧告に基づく公開草案のコンサルテーションを行い、最終化を目指すとしている。早ければ2026年1月1日以降開始する会計年度より適用が開始。
- ISSB基準を変更する主な提案内容には、IFRS S1号の移行措置として認められていた、財務諸表とサステナビリティ情報の報告の初年度における二段階開示の緩和措置を削除する提案、及びISSB基準が許容している報告初年度における気候のみの開示に関する経過措置を1年間延長する提案が含まれる。
- 基準最終化後、FCA (Financial Conduct Authority) は既にプレミアムおよびスタンダード上場企業に義務付けられているTCFDの開示ルールを変更することについて、コンサルテーションを実施予定。

カナダ

- カナダにおけるサステナビリティ開示基準の設定主体であるCSSB (Canadian Sustainability Standards Board) は、2024年12月、ISSB基準に整合するサステナビリティ開示基準の最終化を公表。
- 2025年1月1日以降開始する会計年度より任意適用が可能。今後、適用を義務付けるかどうか及び義務付ける場合の適用対象企業・適用開始時期については、今後検討予定。

米国におけるサステナビリティ開示に関する検討状況

- 米国証券取引委員会 (SEC) では最終規則が停止中。他方、州レベルでは、気候変動関連の開示を求める動きがある。

米国証券取引委員会 (SEC)

- 2024年3月6日、気候関連開示を義務化する最終規則を公表。企業規模に応じて2026年以降に段階的に適用することとされていたが、その後、異議を唱える訴訟が相次ぎ、2024年4月4日、司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表。

カリフォルニア州

- 2023年10月7日、カリフォルニア州で事業を行う等の一定の条件^(注1)を満たす企業に対し、気候変動関連情報の開示を義務付ける法案(「気候関連企業データ説明責任法(通称:SB253)」が成立。
- 内容としては、2026年以降にScope1・2、2027年以降はScope3を含む温室効果ガス排出量の報告を毎期求めるものとなっている。

ニューヨーク州

- 2025年1月31日、州議会に対し、年間売上高10億ドルを超える企業に対して、2027年以降に段階的にScope1・2・3の温室効果ガス排出量の報告を義務付ける法案を提出。今後、議会での審議が見込まれる。

コロラド州

- 2025年1月28日、州議会に対し、コロラド州で事業を行い年間売上高10億ドルを超える企業に対して、Scope1・2については2027年以降、Scope3については2028年以降に一部のカテゴリから適用を開始し、3年間で段階的に適用し、それぞれ温室効果ガス排出量の報告を義務付ける法案を提出。今後、議会での審議が見込まれる。

(注1)①米国法(米国議会 や ワシントンD.C.、カリフォルニア州、それ以外の米国内の州で規定された法律)に基づいて設立されている、②年間総売上高が10億ドルを超える、③カリフォルニア州で事業を行っている、という条件を全て満たす企業が対象。

1. サステナビリティ情報の開示のあり方について

(1) サステナビリティ開示に関する国際的な動向等

(2) サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWGの設置

2. サステナビリティ情報に関する開示の好事例

3. サステナビリティ開示基準の導入における個別論点

4. サステナビリティ情報の保証制度の導入について

5. 有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた環境整備

サステナビリティ情報の「記載欄」の新設に係る改正（2023年1月31日公布・施行）

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2022年6月公表）を踏まえ、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」を新設し、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示する（2023年3月期から適用）

有価証券報告書（主な項目）

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- **サステナビリティに関する考え方及び取組（新設）**

- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

サステナビリティに関する考え方及び取組

（1）ガバナンス

全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制
（記載イメージ：取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割等）

（2）戦略

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み
（記載イメージ：企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策等）

全企業が開示

人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

（3）リスク管理

全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス
（記載イメージ：リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス等）

（4）指標及び目標

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報
（記載イメージ：GHG排出量の削減目標と実績値等）

全企業が開示

人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

全企業が開示
（注1）

女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載

（記載に当たっての留意事項）

- ✓ 詳細情報について、任意開示書類（統合報告書、データブック等）の参照も可能^{（注2）}
- ✓ 記載した将来情報が、実際の結果と異なる場合でも、合理的な仮定等に基づき、適切な検討を経たものであれば、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない

（注1）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」に基づく情報の公表義務（努力義務は含まない）のある企業が対象となる

（注2） 任意開示書類に明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該参照する旨の記載自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になりうる場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、金融商品取引法の罰則や課徴金が課されることにはならない

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ設置の背景

- 2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始(個別具体的な基準はなし)。今後、この開示が具体的な基準に準拠して行われることで、比較可能性を高め、投資家に有用な情報が提供されることが重要
- 我が国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)では、2023年6月に最終化した国際基準(ISSB基準)を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)を開発中であり、2024年3月に公開草案を公表済
- SSBJ基準の適用対象については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業(プライム上場企業ないしはその一部)から始めることが考えられる中、公開草案の公表に際し、具体的な適用対象や適用時期を検討することで、公開草案に関する適切な議論が行われるほか、企業等において基準の適用に向けた準備が進むと考えられる
 - (注)2022年12月公表の金融審議会ディスクロージャーWG報告では、「…企業によって社会全体へのインパクトが異なることや様々な業態があること、企業負担の観点、欧米では企業規模に応じた段階的な適用が示されていることを踏まえ、我が国では、最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討していくことが考えられる」と提言
- また、投資家からはサステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声があり、国際的にも、当該情報に対する保証のあり方について議論が進んでいる。我が国において、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことが重要
 - ⇒ 金融審議会において、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループを新規に設置(2024年3月)

サステナビリティ開示基準のあり方と適用対象・適用時期の方向性(イメージ)

- プライム市場は、グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場。このプライム市場にサステナビリティ開示基準を導入することで、グローバルで比較可能性を確保しながら、中長期的な企業価値の評価に必要な情報を提供し、投資家との建設的な対話を促進することが重要。企業側の開示の効率性も考慮し、国際的なベースラインとなるISSB基準と同等なサステナビリティ開示基準を取り込む必要
- 企業等の準備期間を考慮し、時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業から段階的に導入する案を基本線としつつ、国内外の動向、保証に関する検討状況等を注視しながら、柔軟に対応していく

2025年

2026年3月期

2027年3月期

2028年3月期

2029年3月期

2030年3月期

203X年3月期

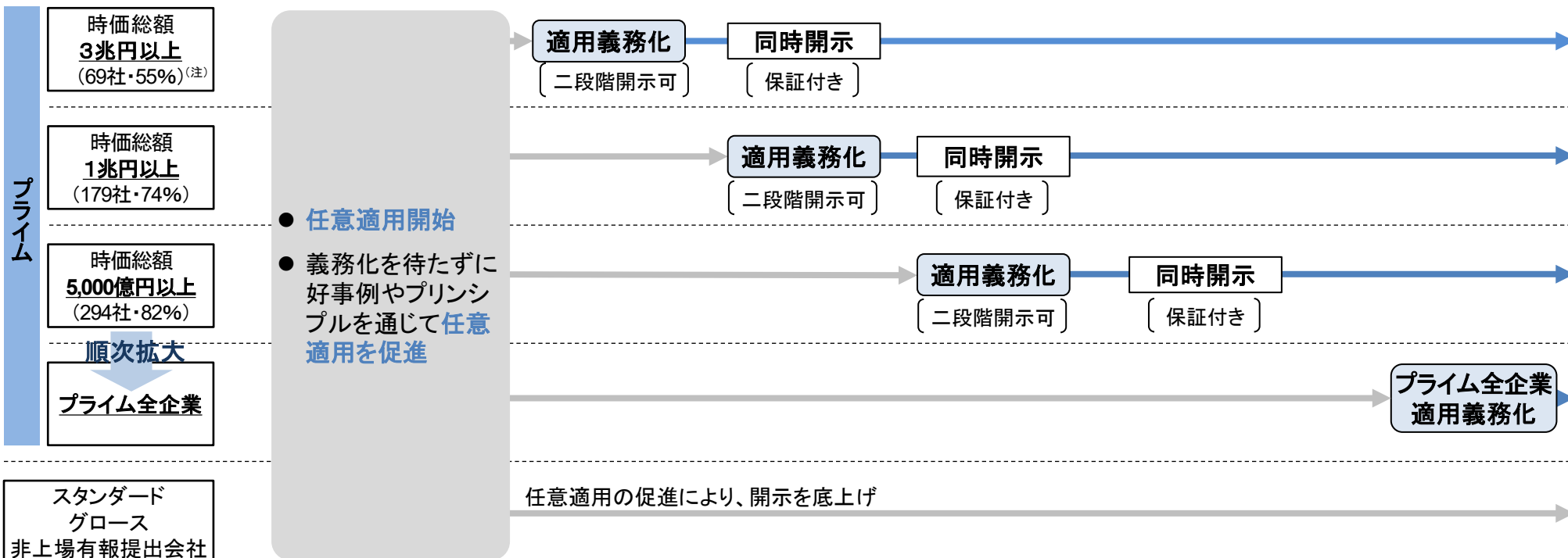
(3月)

SSBJ基準
最終化予定

開示基準導入

保証制度導入

※保証のあり方については、任意の枠組みも含め、今後の検討課題



※ このほか、本邦で有報提出義務を負う企業が海外制度に基づくサステナビリティ情報の開示を行った場合には、臨時報告書等によって報告

(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ (Bloomberg 及び JPX 公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成)

1. サステナビリティ情報の開示のあり方について

(1) サステナビリティ開示に関する国際的な動向等

(2) サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWGの設置

2. サステナビリティ情報に関する開示の好事例

3. サステナビリティ開示基準の導入における個別論点

4. サステナビリティ情報の保証制度の導入について

5. 有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた環境整備

「記述情報の開示の好事例集」の概要

開示の充実化に向けた実務の積上げ・浸透を図る取組として、2018年度から毎年、「記述情報の開示の好事例に関する勉強会」を実施した上で、「記述情報の開示の好事例集」を公表(更新)。

記述情報の開示の好事例集

- 2024年度は、2023年1月に改正した「企業内容等の開示に関する内閣府令」を踏まえ、有価証券報告書(以下、「有報」)等において新たに開示が求められた「サステナビリティ情報」に関する開示例を中心に、様々なテーマ(気候変動関連、人的資本、コーポレート・ガバナンス等)を「記述情報の開示の好事例集2024」として取りまとめ、段階的に公表・更新(2024年11月8日~)。
- 好事例集には「投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント」及び「好事例として取り上げた企業の主な取組み」などを掲載しているほか、それぞれの開示例では、好事例として着目したポイント等を青色のボックスにコメントしている。
⇒ 好事例集の活用を通じて、各企業の有報等の開示内容に関して、より一層の充実化が図られることを期待。

記述情報の開示の好事例集2024

(第4弾)

CONTENTS

- はじめに ~「記述情報の開示の好事例集」の趣旨
- 投資家・アナリスト・有識者が期待する開示を充実化させるための取組み
- 有価証券報告書のサステナビリティに関する考え方及び取組の全般的な開示例
- 有価証券報告書のサステナビリティに関する考え方及び取組の開示例
- 1.「全般的な事項」の開示例
 - 投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント
 - 好事例として採り上げた企業の主な取組み
- アサヒグループホールディングス株式会社

開示例	目次
アサヒグループホールディングス株式会社	1-13~1-14
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	1-15~1-16
武田薬品工業株式会社	1-17~1-18
シンプレクス・ホールディングス株式会社	1-19~1-20
住友金属鉱山株式会社	
株式会社ローソン	
株式会社住友製菓	
花王株式会社	1-21
- 2.「個別テーマ」の開示例
- 3.「気候変動関連等」の開示例
- 4.「人的資本、多様性等」の開示例
- 5.「人権」の開示例
- 6.「取締役会の構成」の開示例
- 7.「監査の状況」の開示例
- 8.「株式の保有状況」の開示例
- 【参考】定量分析(更新)

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント: 全般的な事項(1/2)

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例
<ul style="list-style-type: none"> ガバナンスでは、執行側の記載だけではなく、監督側についても記載することが重要 ①監督側の記載としては、取締役会が経営陣をどのように監督しているかについて記載することが有用。具体的には、取締役会がサステナビリティ戦略をモニタリングするスキルを有しているか否かの記載や、取締役会等の監督機能への報告頻度、報告内容に加え、報酬制度を通じた経営者の評価について記載すること ②執行側の記載としては、委員会等による議論の頻度や内容、サステナビリティに関する方針について記載すること 	<ul style="list-style-type: none"> ①監督側の観点 <ul style="list-style-type: none"> アサヒグループホールディングス株式会社(1-6) シンプレクス・ホールディングス株式会社(1-13) 株式会社ローソン(1-18) 株式会社住友製菓(1-20)
<ul style="list-style-type: none"> サステナビリティは、ESGのEやSの取得率や売上・フリーキャッシュフローに影響を与えることを理解したうえで、戦略のセグメントにサステナビリティ戦略がどのように 	<ul style="list-style-type: none"> 参考になる主な開示例 <ul style="list-style-type: none"> アサヒグループホールディングス株式会社(1-6) シンプレクス・ホールディングス株式会社(1-13) 株式会社ローソン(1-18) 株式会社住友製菓(1-20)

好事例として採り上げた企業の主な取組み①(アサヒグループ)

経緯や問題意識	取組み	効果
<ul style="list-style-type: none"> 開示項目ごとに主管部門で記載内容を作成していたため、体系的に開示できていなかった。 「サステナビリティ」に関する考え方及び取組での記載と、記載の整理・すみ分けや、任意報告書と有価証券報告書との連携がなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 開示項目ごとに主管部門で記載内容を作成していたことを認識し、体系的に開示できるよう取り組んだ。 「サステナビリティ」に関する考え方及び取組での記載と、記載の整理・すみ分けや、任意報告書と有価証券報告書との連携を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 開示項目ごとに主管部門で記載内容を作成していたことを認識し、体系的に開示できるよう取り組んだ。 「サステナビリティ」に関する考え方及び取組での記載と、記載の整理・すみ分けや、任意報告書と有価証券報告書との連携を行った。
プロセスの工夫等	<ul style="list-style-type: none"> 開示項目ごとの開示内容を整理し、体系的に開示できるよう取り組んだ。 「サステナビリティ」に関する考え方及び取組での記載と、記載の整理・すみ分けや、任意報告書と有価証券報告書との連携を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 開示項目ごとに主管部門で記載内容を作成していたことを認識し、体系的に開示できるよう取り組んだ。 「サステナビリティ」に関する考え方及び取組での記載と、記載の整理・すみ分けや、任意報告書と有価証券報告書との連携を行った。
充実化したことによるメリット等	<ul style="list-style-type: none"> 「サステナビリティ」に関する取組みは、任意報告書で開示していたが、任意報告書でも開示することで、投資家(情報性)の向上につながった。 「サステナビリティ」の注目が高くなり、経営方針に掲げている重要項目について、任意報告書と有価証券報告書を同期化することで、書籍の連携を強化できた。 財務と非財務を結びつける取組みを推進する動機付けや、きっかけになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 「サステナビリティ」に関する取組みは、任意報告書で開示していたが、任意報告書でも開示することで、投資家(情報性)の向上につながった。 「サステナビリティ」の注目が高くなり、経営方針に掲げている重要項目について、任意報告書と有価証券報告書を同期化することで、書籍の連携を強化できた。 財務と非財務を結びつける取組みを推進する動機付けや、きっかけになった。

開示するに当たっての工夫

- 任意報告書において開示していた内容(取り組みテーマ、指標・目標)を、有価証券報告書の記載ルールに沿ってできるだけ記載する方向に進めた。
- タグ付けを踏まえた記載内容の項目立てを行った。

「サステナビリティに関する考え方及び取組」1.「全般的な事項」の開示例

アサヒグループホールディングス株式会社(1/3) | 有価証券報告書(2023年12月期) P20-23,43-45

(1) 全般的な事項

1.「全般的な事項」の開示例

開示項目	開示内容
ガバナンス	取締役会が経営陣をどのように監督しているかについて記載している。
サステナビリティ	取締役会がサステナビリティ戦略をモニタリングするスキルを有していることについて記載している。
取締役会等の監督機能	取締役会がサステナビリティ戦略をモニタリングするスキルを有していることについて記載している。
報酬制度	取締役会がサステナビリティ戦略をモニタリングするスキルを有していることについて記載している。
取締役会等の監督機能	取締役会がサステナビリティ戦略をモニタリングするスキルを有していることについて記載している。
報酬制度	取締役会がサステナビリティ戦略をモニタリングするスキルを有していることについて記載している。

(2) 個別テーマ

個別テーマ	開示内容
気候変動	気候変動に関する方針、目標、進捗状況について記載している。
人的資本	人的資本に関する方針、目標、進捗状況について記載している。
多様性	多様性に関する方針、目標、進捗状況について記載している。
人権	人権に関する方針、目標、進捗状況について記載している。
環境	環境に関する方針、目標、進捗状況について記載している。
社会	社会に関する方針、目標、進捗状況について記載している。
その他	その他に関する方針、目標、進捗状況について記載している。

好事例として着目したポイント

① サステナビリティの開示が、有価証券報告書の記載ルールに沿ってできるだけ記載されていること。

② 任意報告書と有価証券報告書を同期化することで、書籍の連携を強化できたこと。

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：全般（1/2）

○ 個別開示例における評価ポイント以外の投資家・アナリスト・有識者からの主なコメントは以下のとおり

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例等
<ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ情報は、グローバルでは法定開示書類に記載されているため、日本だけ任意開示書類で記載があれば良いということにはならず、投資家は、<u>重要な情報は有価証券報告書に記載することを期待している</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 当資料で採り上げた事例は、有価証券報告書の開示が充実しており、左記の投資家等のポイントを満たす事例と考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ開示は中長期の経営戦略であることから、<u>経営陣やガバナンスによるリーダーシップの発揮、経営者の意思表示、経営陣の意向を示すことが重要</u>。具体的には、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」のセクションと、「サステナビリティに関する考え方及び取組」のセクションが連携することが挙げられる 	<ul style="list-style-type: none"> 武田薬品工業株式会社(1-11)
<ul style="list-style-type: none"> サステナビリティに関する活動内容の記載だけではなく、<u>活動の結果や活動の過程で何に貢献しようとしているのかについて開示すること</u>は有用 	<ul style="list-style-type: none"> 不二製油グループ本社株式会社(2-11～2-12) 株式会社ジェイテクト(2-14)
<ul style="list-style-type: none"> 重要なサステナビリティ指標に関する実績について、<u>第三者保証を受けていることを開示すること</u>で、正しいデータや記述を行うため取組みを行っていることを示すことができるため、信頼性確保の観点において有用 	<ul style="list-style-type: none"> 武田薬品工業株式会社(1-12) 青山商事株式会社(3-21)

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：全般（2/2）

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例等
<ul style="list-style-type: none"> 非財務情報は、将来の財務に示唆があるものとして財務情報の代わりに求められているため、<u>非財務情報と財務情報の開示のタイミングが同じであることが重要</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 武田薬品工業株式会社(1-12) シンプレクス・ホールディングス株式会社(1-14) ナブテスコ株式会社(2-6) 古河電気工業株式会社(2-9) 日本電信電話株式会社(2-13) 株式会社ジェイテクト(2-14) 株式会社琉球銀行(3-24) 株式会社岩手銀行(3-25～3-26) 日清食品ホールディングス株式会社(3-32) 三井物産株式会社(4-8,5-7) 双日株式会社(4-9) ニデック株式会社(4-12,4-14) 株式会社SHIFT(4-16) 住友ゴム工業株式会社(4-19) 株式会社レオパレス21(4-20) 株式会社九州フィナンシャルグループ(4-21) 積水ハウス株式会社(4-24,5-10)
<ul style="list-style-type: none"> 同じ用語であっても、企業と投資家で考え方に違いがあるものがあるため、<u>用語を明確化することが重要</u>。一例としては「マテリアリティ」が挙げられ、企業にとっての重要課題を意味する「マテリアリティ」と、財務・会計上において使用される業績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のある項目を意味する「マテリアリティ」の2つの意味で使用されている 	<ul style="list-style-type: none"> 古河電気工業株式会社(2-7)

武田薬品工業株式会社 有価証券報告書 (2024年3月期)

ガバナンス

戦略

(1) 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

ガバナンス

当社の取締役会は、ビジネスリスクおよび財務開示に関連するものを含め、当社の業務運営を監督する責任を有しています。取締役会は、一定の意思決定権を当社の経営幹部に委譲しています。社長兼チーフ エグゼクティブ オフィサー（社長CEO）および当社グループ各機能を統括する責任者から構成されるタケダ・エグゼクティブ・チーム（TET）のメンバーは、ビジネス&サステナビリティ・コミッティー（BSC）およびリスク・エシックス&コンプライアンス・コミッティー（RECC）を含む特定の経営幹部レベルの委員会において、当社における重要事項について意思決定を行います。BSCは、サステナビリティを含む当社の事業戦略および関連する目標、コミットメントを監督する責任を有しています。RECCは、重要なリスクに対する緩和策を含む当社のエンタープライズ・リスク・リスク・マネジメント（ERM）プログラムおよびグローバル・モニタリング・プログラムに関連する監視および決定事項にかかる責任を有しています。取締役会は、社長CEO、その他のTETメンバーおよび各経営会議体から定期的に最新情報を入手しています。

BSCは、当社の3つのサステナビリティに係る約束である「Patient」（すべての患者さんのために）、「People」（ともに働く仲間のために）、「Planet」（いのちを育む地球のために）に基づき、特定のTETメンバーにサステナビリティ課題に対する一部の監督責任を委譲しています。「Patient」についてはグローバル ポートフォリオ ディビジョン プレジデントが、「People」についてはチーフ HR オフィサーが、「Planet」についてはグローバル マニュファクチャリング&サプライ オフィサーが、それぞれ責任を有しています。

当社のガバナンス体制のさらなる詳細については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 3. 業務執行に係る事項」をご参照ください。

(2)

事業戦略

当社は、私たちの企業理念に基づいて、持続的な経営および成長を実現します。バイオ医薬品企業としての強みと能力を活かして、患者さん、株主の皆様、および社会のための長期的な価値を創造すると同時に、従業員、地域社会、および環境に良い影響をもたらす続けることで、当社の存在意義を果たしていきます。

当社は、「存在意義（パーパス）」を「目指す未来（ビジョン）」および「価値観（バリュー）」と融合させることで、不変の価値観に基づく持続的成長を目指しています。当社は、パーパスとビジョンを達成するためにどこに注力をするべきか（事業戦略）を「私たちの約束」および「優先事項」で定めています。私たちの約束は、「Patient すべての患者さんのために」、「People ともに働く仲間のために」、および「Planet いのちを育む地球のために」の大きく3つの柱に分けられており、データやデジタル、テクノロジーを活用しながら実行されています。これには、当社およびステークホルダーにとって戦略的 중요性が高い非財務関連課題の評価（マテリアリティ・アセスメント）の結果が反映されています。

Patient すべての患者さんのために

当社は、科学的根拠に基づき、治療の選択肢が限られている患者さんをはじめ、すべての人々の暮らしを豊かにする医薬品の創出に取り組んでいます。これは、当社の存在意義（パーパス）の根幹となるものです。当社の研究開発（R&D）は、主要な疾患領域に焦点を当て、高度に差別化されています。私たちは、研究所の専門的な研究開発能力、社外とのパートナーシップ、患者団体との連携、健康の公平性への取り組み、およびデータ、デジタル、テクノロジーの活用などを通じて、当社製品を患者さんに提供しています。

私たちは、患者さんに高品質な医薬品を途絶えることなく供給する責任があることを理解しています。この責任を果たすために、堅ろうなグローバルサプライチェーンシステムを構築しています。戦略上、重要な製品および原薬については複数の調達先から購入し、調達方針についても地政学的リスクを考慮した戦略を有しています。

治療を最も必要とする患者さんに我々の医薬品を十分にお届けできなければ、科学的なイノベーションは大きな意味を成しません。高度な技術と意欲を持つ医療従事者やインフラの整備に加え、健全な医療財政、保険医療制度、そして科学的根拠に基づく政策によって支えられた最新の医薬品と医療技術の提供がなされなければ、患者さんに医薬品をお届けすることはできません。そのため、当社では次のことを実施しております。

- 患者さんの医薬品アクセスを促進するために包括的な戦略を実施し、医療の価値（バリューベース・ヘルスケア）を促進するグローバルな政策やプログラムを支援しています。私たちは、最先端の治療をもたらす医学的・経済的な価値が十分に反映されながらも、患者さんがそれらの革新的な治療を公平かつ持続的にうけることができるエコシステムの構築に賛同しています。
- 革新的な新製品を患者さんにお届けできるように、グローバルな製品（成長製品・新製品）を上市するにあたっては、国の経済レベルや医療制度の成熟度に応じて、国ごとに異なる価格帯を設定しています（ティアード・プライシング）。また、治療費を支払うことができない患者さんにも必要な医療を提供するために、医薬品アクセスプログラムを含む患者支援プログラムを提供しています。
- グローバルCSRプログラムを通じて、グローバル団体やNGO、NPOと連携して、低・中所得国の保健システム強化を支援しています。

私たちの医薬品はグローバルに上市されていますが、各エリアや国ごとに、状況に応じた最適な戦略を検討しています。私たちの価値観（バリュー）はグローバルで行う事業活動全体で浸透しているため、一刻を争う場合であっても、各地域の従業員は、患者さんに最も近いところで価値観（バリュー）に沿った意思決定を行い、私たちの医薬品をタイムリーに提供することができます。

当社の患者さんに対する取り組みの詳細は、2024年7月に当社ウェブサイトに掲載を予定している2024年統合報告書「PATINET すべての患者さんのために」をご参照ください。

(中略)

好事例として着目したポイント

- (1) 全社的なガバナンス体制に加え、「3つのサステナビリティに係る約束」の責任者や監督責任の委譲等について端的に記載
- (2) 企業理念を体現するための「3つのサステナビリティに係る約束」と事業戦略の関係や、「3つのサステナビリティに係る約束」に関する戦略と「約束」を達成するために行っている取り組みを具体的に記載

不二製油グループ本社株式会社 (1/2) 有価証券報告書 (2024年3月期)

ガバナンス 戦略

(1) 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

(2) ガバナンス

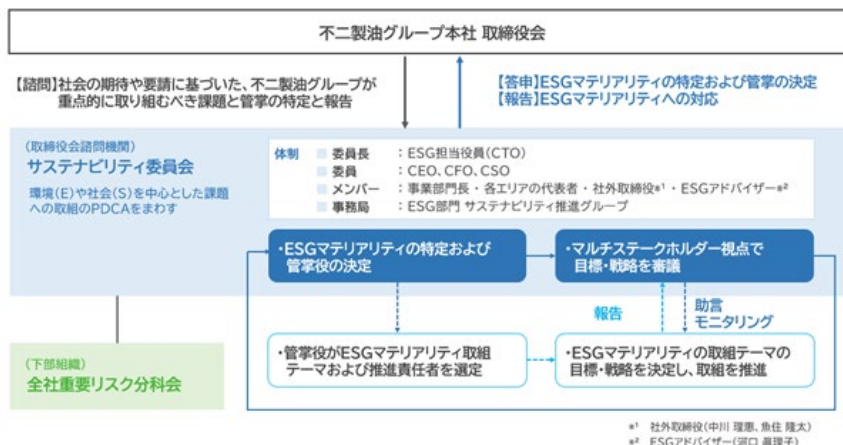
① 取締役会とサステナビリティ委員会

当社グループは監査等委員会設置会社であり、取締役会の任意の諮問機関のひとつとしてサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングしています。取締役会は同委員会からの答申を受け、指導・承認・監督すると共に、中長期のグループ経営の方向性を決定しています。

同委員会は「サステナビリティ委員会規程」に基づき年2回以上開催し、中長期的な環境(E)・社会(S)と企業経営双方の持続可能性の観点から、ESGマテリアリティの特定並びにESGマテリアリティの目標・戦略について、マルチステークホルダー視点で審議・監督し、取締役会へ答申しています。また、各ESGマテリアリティ取組テーマの進捗や実績報告を受け、助言及びモニタリングする機能を担っています。

同委員会はESG担当役員を委員長とし、同委員会において議決権を持つCxO (Chief X Officer)に加えて、事業部門長並びに各エリアの代表者、社外取締役、ESGアドバイザーで構成され、事業戦略とESGマテリアリティの連動性を高めながら、中長期視点で審議を進めています。

サステナビリティ委員会の機能 (2023年度)



サステナビリティ委員会 2023年度審議事項

第1回	<ul style="list-style-type: none"> 2022年度ESG活動実績の確認 2023年度ESG活動計画の決定
第2回	<ul style="list-style-type: none"> 2023年度ESG活動進捗の確認 2024年度ESGマテリアリティと管掌役
第3回	<ul style="list-style-type: none"> 2024年度ESGマテリアリティ重点項目 (「取組テーマ」より改称)

(中略)

(3) 戦略

① ESGマテリアリティにもとづく経営戦略

当社バリューチェーン上の「サステナビリティ関連のリスク及び機会」に係わる重要な社会課題としてESGマテリアリティを特定し、各事業で課題解決を推進していくための経営戦略ツールとして活用しています。また、ESGマテリアリティとその進捗を取締役会がモニタリングし、中長期のグループの方向性を決定しています。

ESGマテリアリティに対し、「ポジティブ・インパクトの創出」あるいは「ネガティブ・インパクトの低減」に寄与する具体的な事業活動を推進することで、事業機会の創出及び事業リスクの低減を図っています。

なお、ESGマテリアリティへ取り組む上で基本的なグループの姿勢をまとめた各種方針・規範を制定しています。各種方針・規範一覧は以下のURLよりご参照ください。

<https://www.fujioilholdings.com/sustainability/policy/>

(2)

(中略)

③ ESGマテリアリティと具体的な取組

2023年度は、ESGマテリアリティに関し、以下の取組テーマを推進しました。

分野	ESGマテリアリティ	取組テーマ	管掌役	目指す姿
価値創造	サステナブルな食資源の創造	植物性タンパク資源の創造	CTO	・植物性タンパクが広く浸透し、当たり前に入手できる社会を実現することで、食の選択幅を増やし、食糧問題を是れとる社会課題解決に貢献する
		高齢者の心身の健康課題の解消	CTO	・超高齢化社会の先頭を走る日本において、シニアが生きがいを持ってより良く生き続けられる社会の構築 ・食料開発や健康エコシステムの構築により「見える化」を進めることで、シニアの健康課題を予防し、ウェルビーイングの実現に貢献
	健康と栄養	糖質低減	CTO	・食品の糖質の一部を植物性タンパク素材で代替し、生活習慣病の予防に資する栄養バランスに優れた食品の提供
		トランス脂肪酸含有量の低減	CSO	・WHO 指針および各国での法規制に基づいた、トランス脂肪酸摂取量が総エネルギー摂取量の1%以上である地域における、製品中のトランス脂肪酸含有量の低減
	サステナブル調達	パーム油のサステナブル調達	CSO	・サプライチェーン上におけるNDPE(森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ)の達成 ・2030年までに農園までのトレーサビリティ(TTP)100% ・2030年までに全直接サプライヤーに労働環境改善プログラム(LTP ¹⁾)を適用
		カカオのサステナブル調達	CSO	・2030年までに児童労働撤廃 ・2025年までにILOの定める「最悪の形態の児童労働(WFCL)」ゼロ ・農家の生活環境改善 ・森林破壊の防止と森林の保全:2030年までにカカオ栽培地域に対して100万本植樹
		大豆のサステナブル調達	CSO	・サプライチェーン上における森林破壊ゼロ、搾取ゼロ、コンプライアンスの遵守 ・2030年までにコミュニティレベルまでの、2025年までに第一次集荷場所までのトレーサビリティ確保。またはRTRS ²⁾ 認証品もしくはRTS認証に準じたその他認証品での調達率:100%
		シアカーネルのサステナブル調達	CSO	・森林破壊防止と緑地の保護:2030年まで毎年6,000本植樹 ・地域レベルまでのトレーサビリティ:2030年までに75%、2025年までに50% ・Tebma-Kandu 協同組合からのシアカーネル直接調達比率:2030年までに50%、2025年までに30% ・地域価値の創造:フジ オイル ガーナの正規雇用社員数50%増加(2017年比)

¹⁾ LTP: Labour Transformation Programme.
²⁾ RTRS: Round Table on Responsible Soy Association(責任ある大豆に関する団体)。

好事例として着目したポイント

- (1) 全社的なガバナンス体制及びサステナビリティ委員会での審議事項を端的に記載
- (2) 特定したESGマテリアリティごとに、取組テーマと目指す姿に加え、取組テーマの責任者を一覧で端的に記載

不二製油グループ本社株式会社 (2/2) 有価証券報告書 (2024年3月期)

戦略 指標及び目標

(1) 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

(サステナブルな食資源の創造、健康と栄養)

将来懸念される食資源やタンパク質の不足を解消する食資源の創造、並びに高齢者の心身の健康課題の解消等、健康と栄養と寄与する研究及び製品開発に注力しています。詳細は「6 研究開発活動」に記載のとおりです。

また、中期経営計画「Reborn 2024」の基本方針「事業基盤の強化」の「挑戦領域への展開」において、サステナブルな食の未来へ貢献し新しい価値を創出することで高収益・高成長を果たせる次世代事業の展開に取り組んでいます。詳細は「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりです。

(サステナブル調達)

当社グループは、食のバリューチェーンの川中に位置し、顧客である食品メーカー等に食品中間素材の販売を行っています。「サステナブルな食の未来」の実現に向け「サステナブルな食のバリューチェーン」を構築するため、社会課題を解決していく上で鍵となるサプライヤーや顧客とともに、環境保全、人権尊重、公正な事業慣行、リスクマネジメント等に取り組み、持続可能な食品素材を提供しています。

調達に関するグループの上位方針「サプライヤー行動規範」及び主原料であるパーム油、カカオ、大豆及び戦略原料であるシアカーネルについて原料別の責任ある調達方針を掲げ(注1)、中長期目標とKPI(注2)を公表し、取組を推進しています。

なお、中期経営計画「Reborn 2024」においても、当該目標とKPIの達成に注力することを掲げ、サステナブルなパーム油やチョコレートの供給体制の強化を進めています。詳細は「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりです。

(注) 1. 「サプライヤー行動規範」及び原料別の責任ある調達方針は以下のURLよりご参照ください。

<https://www.fujioilholdings.com/sustainability/procurement/>
詳細は「(4) リスク管理」に記載のとおりです。

2. 各原料別の中長期目標とKPIにつきましては「(5) 指標及び目標」に記載のとおりです。

(中略)

(2) (5) 指標及び目標

当社グループでは、サステナビリティに関する指標及び目標として、以下を設定しております。

① ESGマテリアリティ

各ESGマテリアリティについて、管掌者及び推進責任者を定め、以下のような具体的な目標や施策、取組を推進しています。

その他の取組テーマの指標及び目標についてはサステナビリティレポートをご参照ください。

<https://www.fujioilholdings.com/sustainability/materiality/>

(サステナブル調達)

主原料及び戦略原料である以下の4つの原料につき、持続可能な調達を実現するための中長期目標とKPIを設定し取組を推進しています。

好事例として着目したポイント

- (1) 特定したESGマテリアリティに関する具体的な取組を端的に記載
- (2) 特定したESGマテリアリティの1つである「サステナブル調達」に関して、主原料及び戦略原料ごとに、調達における社会課題、中長期的目標及び実績を定量的に記載

原料	調達における社会課題		中長期目標	KPI		(参考)2022年度実績 ^{※1}
	地球環境	人権		2030年	2025年	
パーム油	地球環境	森林破壊、泥炭地開発	森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ	TTP ^{※2} 100%	TTP85%	TTP93%
	人権	強制労働・児童労働、先住民・地域住民・労働者からの搾取	全ての直接サプライヤーへの労働環境改善プログラム適用			61% (PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD.(マレーシア) ^{※3} の全てのサプライヤーへの労働環境改善プログラム適用)
カカオ	地球環境	森林破壊、気候変動による生産地への影響、生物多様性の喪失		植樹 100万本 ^{※4}	植樹 50万本	植樹 6万本
	人権	児童労働、農家の貧困	森林再生、児童労働撤廃	児童労働撤廃	最悪の形態の児童労働 ^{※5} ゼロ	不二製油グループのカカオ直接調達農家 100%にCLMRS ^{※6} を導入 不二製油グループのカカオ直接調達農家の89%についてGPSマッピングを完了 (コートジボワール、ガーナ、エクアドル)
大豆	地球環境	森林破壊、生物多様性の喪失	森林破壊ゼロ、搾取ゼロ	コミュニティレベルまでのトレーサビリティ確保、またはRTRS ^{※7} 認証品もしくはRTRS認証に準じたその他認証品での調達率:100%	第一次集荷場までのトレーサビリティ確保、またはRTRS認証品もしくはRTRS認証に準じたその他認証品での調達率:100%	第一次集荷場までの導入率70% サプライヤーのセルフアセスメントを完了し、評価結果を踏まえた改善計画を策定
	人権	先住民・地域住民・労働者からの搾取				
シアカーネル	地球環境	緑地の消失		植樹 6,000本/年 ^{※8} 地域レベルまでのトレーサビリティ:75%	植樹 6,000本/年 50%	植樹 6,107本/年 93.3%
	人権	農家の貧困	森林保全、女性のエンパワメント支援	Tebma-Kandu 協同組合からのシアカーネル直接調達比率:50%	30% ^{※9}	3.4%
				西アフリカでのシアカーネル搾油・分別比率:100%	100%	100%
				設定なし	FUJI OIL GHANA LIMITED(ガーナ)のエネルギー使用量の非化石燃料 ^{※10} 比率:100%(2023年目標)	100%
設定なし			設定なし	FUJI OIL GHANA LIMITED(ガーナ)での正規雇用の社員数:50%増(2017年比)	60%増加(2017年比)	

- ※1 2023年度実績は2024年9月発行予定のサステナビリティレポートで公開予定。
- ※2 TTP:Traceability to Plantation(農場までのトレーサビリティ)。
- ※3 PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD.(マレーシア):不二製油グループ本社の100%子会社の油脂製造拠点。
- ※4 さまざまな種類の緑地植樹の苗木を2021年から2030年までの10年間で100万本植樹予定。
- ※5 最悪の形態の児童労働:Worst Forms of Child Labour(WFCL)。ILO(国際労働機関)第182号条約「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための臨時の行動に関する条約」により、子どもの安全、健康、道徳を害するおそれのある危険有害労働を禁止している。人身取引、債務労働、強制労働、児童買春、および児童ポルノ、犯罪など不正な活動、武力紛争での子どもの使用が含まれる。
- ※6 CLMRS:Child Labour Monitoring & Remediation System(児童労働監視改善システム)。
- ※7 RTRS:Round Table on Responsible Soy Association(責任ある大豆に関する円卓会議)。
- ※8 主にシアの本の苗木を2021年から年間6,000本植樹予定。
- ※9 2021年、2022年、2023年はそれぞれ10%、10%、15%をKPIに設定。
- ※10 シアカーネル搾油後の廃粕(ミール)などを非化石燃料として使用(蒸気発生用)。

② 中期経営計画における非財務KPI (中略)

中期経営計画「Reborn 2024」における経営目標において非財務KPIを掲げています。詳細は「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」(4) 目標とする経営指標」に記載のとおりです。

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

中期経営計画「Reborn 2024」における経営目標

② 非財務KPI

	目標 (2024年度)	実績 (2022年度) (注3)
C02排出量の削減 (Scope1+2)	総量23% (注1)	総量26%削減 (注1)
サステナブル調達 (パーム油)	パーム油TTP比率 (注2) 85%	パーム油TTP (注2) 比率93%

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：気候変動関連等（1/3）

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント

参考になる主な開示例

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の4つの構成要素(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標)間でのストーリー性の構築や、「経営方針等」及び「事業等のリスク」との関連に加え、サステナビリティ情報と財務情報とのつながりがある開示をすることも重要であり、例えば、インターナルカーボンプライスを使うことによってGHG排出量を財務と関連付けることが考えられる | <ul style="list-style-type: none"> 岡部株式会社(3-16) 青山商事株式会社(3-20) ENEOSホールディングス株式会社(3-29) <u>株式会社ニッスイ(3-35)</u> |
| <ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ情報の中で特に着目しているのは機会の記載であるため、リスクだけではなく機会について開示することが有用。具体的には、以下のような記載が挙げられる <ul style="list-style-type: none"> どのような事業機会があるのか 事業機会をどのように生かすのか どのように環境変化に対応するのか 事業機会を生かすため、また、環境変化に対応するためのキャピタルアロケーションについてどのように考えているのか | <ul style="list-style-type: none"> 株式会社大和証券グループ本社(3-10) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ(3-12～3-13) 青山商事株式会社(3-20) 東洋紡株式会社(3-27) |
| <ul style="list-style-type: none"> 気候変動等の影響による中長期的な見通しだけでなく、実際の取組みや具体的な対応策、進捗の実績を開示することが有用 | <ul style="list-style-type: none"> 株式会社大和証券グループ本社(3-10～3-11) 株式会社三井住友フィナンシャルグループ(3-13～3-14) 日本ハム株式会社(3-19) 株式会社琉球銀行(3-24) 東洋紡株式会社(3-27) ENEOSホールディングス株式会社(3-29) |

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：気候変動関連等（2/3）

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント

参考になる主な開示例

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> シナリオ分析においては、<u>一般的なシナリオだけではなく、自社の置かれている経営環境等を踏まえた独自のシナリオを反映した分析を行うことが有用</u> | <ul style="list-style-type: none"> 日本ハム株式会社(3-19) 株式会社琉球銀行(3-22～3-24) 日清食品ホールディングス株式会社(3-31～3-32) 株式会社ニッスイ(3-33～3-34) ヤマハ株式会社(3-37～3-38) イオンモール株式会社(3-43～3-44) |
| <ul style="list-style-type: none"> 財務影響が定量的に開示されないと、リスクと機会の各項目を合計した全体的な影響を把握することができないため、<u>財務影響を定量的に開示することが重要</u>であり、定性的な開示を行う場合には、全体的な影響や合計についても開示することが有用 | <ul style="list-style-type: none"> 岡部株式会社(3-15) 青山商事株式会社(3-20) ENEOSホールディングス株式会社(3-28) アサヒグループホールディングス株式会社(3-47～3-48) |
| <ul style="list-style-type: none"> 財務的な影響額に加え、<u>時間軸についても開示</u>することが有用。加えて、<u>時間軸の定義と戦略的意思決定に用いる計画期間との関係を開示</u>することはより有用 | <ul style="list-style-type: none"> 株式会社大和証券グループ本社(3-9) |

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：気候変動関連等 (3/3)

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例
<ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ情報における指標は、他社との比較可能性に加え、自社における時系列での比較可能性も重要になるため、<u>過去実績を含めた長期時系列での変化を開示</u>することが有用 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社大和証券グループ本社(3-11) 青山商事株式会社(3-21) 株式会社琉球銀行(3-23～3-24) 株式会社岩手銀行(3-26)
<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に関する指標及び目標では、GHG排出量だけではなく、<u>目標の達成のために経営者や取締役会が進捗を測定している指標についても開示</u>することが有用 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社三井住友フィナンシャルグループ(3-14) ENEOSホールディングス株式会社(3-29)
<ul style="list-style-type: none"> TNFDに基づく開示では「依存」に着目しており、「影響」のインパクトの開示も使いながら<u>財務影響を開示</u>することが有用 	<ul style="list-style-type: none"> 日清食品ホールディングス株式会社(3-32) 株式会社ニッスイ(3-35) ヤマハ株式会社(3-39)

株式会社ニッスイ 有価証券報告書 (2024年3月期)

リスク管理 指標及び目標

(1) 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

＜リスクと影響の管理＞

当社グループでは、中長期的な経営戦略を見据えた重要リスクを特定するため、マテリアリティをリスクマネジメントの起点としています。2023年度に実施したマテリアリティの見直しに伴い、重要リスクについても見直しを行いました。特定した自然資本・生物多様性に関する重要リスクは以下の通りです。なお、マテリアリティの見直しに際しては、TCFDやTNFDの取り組みにおける「気候関連・自然関連のリスクと機会」の検討結果を反映させています。リスクの詳細は「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご覧ください。

重要リスク	重要リスク管理組織		
気候変動への対応に関するリスク	環境部会	→	サステナビリティ委員会
生物多様性への対応に関するリスク	水産資源持続部会 海洋環境部会		
サプライチェーンの環境・人権に関するリスク	サステナブル調達部会 人権部会		

気候変動に関連するリスク・機会の分析と対応策については、常務執行役員（CFO）がオーナーを務める部門横断型の「TCFD対応プロジェクト」が環境部会と連動して検討しています。また、バリューチェーン上の自然資本関連のリスク・機会の分析と対応策については、水産資源持続部会、海洋環境部会、サステナブル調達部会、人権部会、において検討し、サステナビリティ委員会での議論の後に取締役会に報告され、取締役会から受けた意見や助言を施策に反映しています。

(2) <指標と目標>

当社グループは、水産資源の持続性確保や海洋環境の保全を経営課題と位置付けて取り組んでおり、以下の指標と目標を用いて自然関連の依存・影響、リスク・機会を管理しています。

対象	指標	目標	測定・判定方法
漁業・養殖	持続可能な調達比率	2030年度：水産物の持続可能な調達比率100%	ODP（注1）による評価手法（FishSourceスコア1～5による判定）で、「Well Managed（優れた管理）すべてのスコアが8以上」、「Managed（管理）同6以上」を持続可能と位置づけ
漁業・養殖	絶滅危惧種（水産物）の調達	特に絶滅の危険度の高い水産物に関しては、2030年までに資源回復への科学的かつ具体的な対策（右記）が取られない場合には、調達を停止	資源回復への科学的かつ具体的な対策 1. MSC等の認証漁業品（GSSI（注2）認証相当）または、FIP漁業品 2. RFMO（注3）等の国際的な資源管理団体による科学的な漁業管理 3. ODP（注1）が定める基準で「Managed」以上の評価 4. その他、上記1-3の実現に向けて、具体的な施策を実施している場合
漁業・養殖	CO ₂ 排出量	2030年度：CO ₂ 排出量30%削減	CO ₂ 排出実績（対象：Scope 1, 2 基準年度：2018年度）
養殖	ナイロンカバー発泡スチロール製養殖フロートの切り替え実績	2024年度：100%切り替え完了	海洋へのプラスチック流出リスクの低い養殖用フロートへの切り替え実績
養殖	養殖魚の逃亡	逃亡魚の発生ゼロ	逃亡実績（逃亡魚が発生した際は、発生規模を問わず、全て把握、記帳、集計）

（注1）ODP：Ocean Disclosure Project。SFP（Sustainable Fisheries Partnership）が2015年に設立した、シーフードの調達を自主的に開示するためのオンライン報告プラットフォーム。

（注2）GSSI：Global Sustainable Seafood Initiative。持続可能な水産物認証プログラムを検証する国際パートナーシップ。

（注3）RFMO：Regional fisheries management organizations。水産資源の保存及び持続可能な利用の実現を目指し、個別の条約に基づいて設置される国際機関。

好事例として着目したポイント

- (1) 自然資本・生物多様性に関わる重要リスクの管理組織や、リスクの管理体制を端的に記載
- (2) 「漁業」と「養殖」を対象とした指標と定量的な目標に加え、測定・判定方法を具体的に記載

(参考) サステナビリティ関連の特定の単語に関する有価証券報告書での開示の状況

- 2023年3月期及び2024年3月期決算の上場企業を対象に、有価証券報告書の「事業の状況」において、調査対象としたサステナビリティ関連の特定の単語(*1)を含めた開示を行っている企業数を特定の単語ごとに調査・集計した。
- いずれの項目においても2023年3月期から2024年3月期にかけて、開示を行っている企業数及び開示率は増加した。

(*1) 記述情報の開示に関する原則(別添)に例示されている「人権」、「腐敗防止」、「贈収賄防止」、「サイバーセキュリティ」、「データセキュリティ」に加え、「気候変動」、「TCFD」、「生物多様性」、「情報セキュリティ」、「知的財産」、「DX」を対象とした(以下同じ)

◆ 有価証券報告書の「事業の状況」においてサステナビリティ関連の特定の単語を含む開示を行っている企業数及び割合(*2)

サステナビリティ 関連の単語	有価証券報告書(2023年3月期)			有価証券報告書(2024年3月期)(*3)		
	全体	開示社数	開示率	全体	開示社数	開示率
気候変動	2,324社	1,659社	71.4%	2,312社	1,725社	74.6%
TCFD		980社	42.2%		1,017社	44.0%
生物多様性		194社	8.3%		272社	11.8%
人権		933社	40.1%		1,057社	45.7%
腐敗防止		92社	4.0%		103社	4.5%
贈収賄防止		34社	1.5%		39社	1.7%
情報セキュリティ		1,111社	48.7%		1,183社	51.2%
サイバーセキュリティ		259社	11.1%		312社	13.5%
データセキュリティ		31社	1.3%		32社	1.4%
知的財産(*4)		1,188社	51.1%		1,187社	51.3%
DX		1,157社	49.8%		1,255社	54.3%

(*2) EDINETより集計

(*3) 決算日時点で上場しており、2024年7月1日までに2024年3月期の有価証券報告書を公表した企業を対象として集計

(*4) 「知的財産」、「知財」、「Intellectual Property」、「特許」、「意匠」、「商標」、「実用新案」の合計

1. サステナビリティ情報の開示のあり方について
 - (1) サステナビリティ開示に関する国際的な動向等
 - (2) サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWGの設置
2. サステナビリティ情報に関する開示の好事例
3. サステナビリティ開示基準の導入における個別論点
4. サステナビリティ情報の保証制度の導入について
5. 有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた環境整備

Scope3のGHG排出量の開示

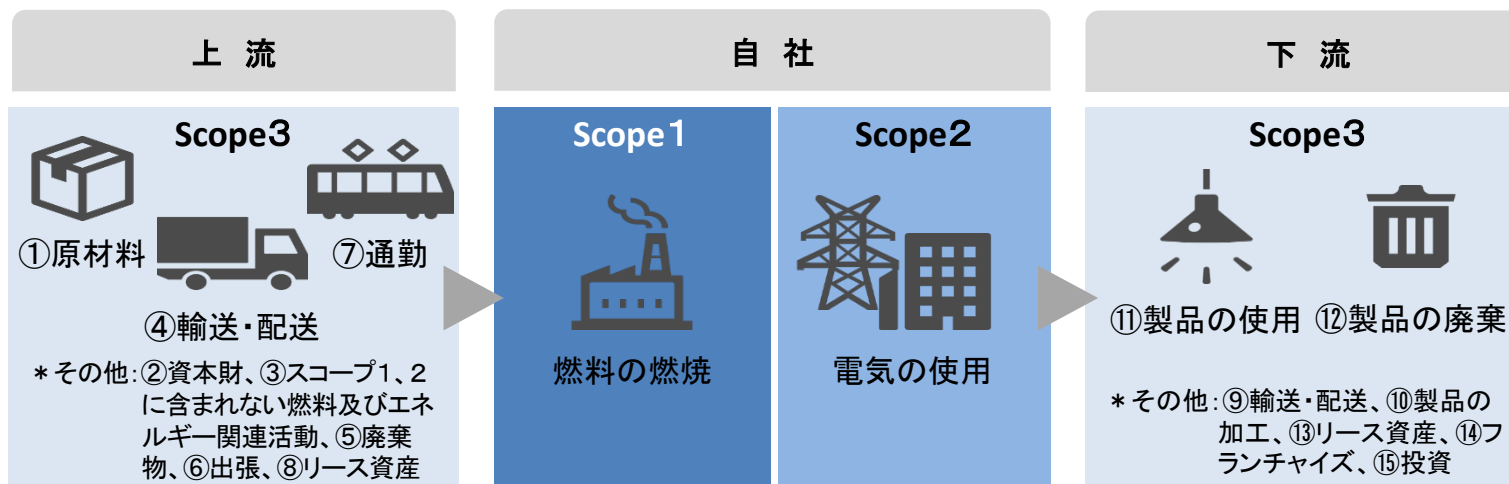
- IFRS S2号及びSSBJ公開草案のいずれでも、温室効果ガス排出の絶対総量をScope1～3に分類して開示することが必要。そして、Scope3は、GHGプロトコルの15カテゴリー別に分解して開示する必要(注1)
- 温室効果ガス排出の測定はGHGプロトコルに従うが、法域の当局や取引所が異なる方法を用いることを要求している場合は、当該方法を用いることができる(注2)

IFRS S2号における定義(IFRS S2号 付録A)

Scope3の温室効果ガス排出

- 企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出 (Scope2の温室効果ガス排出に含まれないもの)であり、上流及び下流の両方の排出を含む。Scope3の温室効果ガス排出には、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン基準(2011年)」における、Scope3カテゴリーを含む

(バリュー・チェーンから発生する温室効果ガス排出のイメージ図) (注3)



Scope3のGHG排出量の開示には、自社外(上流・下流)のデータを集計して開示する必要

(注1) IFRS S2号及びSSBJ公開草案では、重要性の判断が適用され、基準の定めにより求められている情報であっても、重要性がないときには、当該情報を開示する必要はないとしている。

(注2) SSBJ公開草案では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」により測定した温室効果ガス排出量を報告することができると考えられるとして、その場合の開示事項等の定めを設けている。

(注3) Scope1の温室効果ガス排出とは、企業が所有又は支配する排出源から発生する直接的な温室効果ガス排出をいい、Scope2の温室効果ガス排出とは、企業が消費する、購入又は取得した電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出をいう。(IFRS S2号 付録A)

(出所) ISSB「IFRS S2号 気候関連開示」29項, B19~B37, BC8、SSBJ「サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準(案)」」49項~65項, BC22, BC142~BC143

グリーン・バリューチェーンプラットフォームより金融庁作成

Scope3のGHG排出量の測定(見積りを使用した測定)

- IFRS S2号及びSSBJ公開草案では、Scope3のGHG排出量の測定について、①直接測定と②見積りを使用した測定の2つを示しているが、**見積りの使用を含む可能性が高い**としている
- 見積りを使用したデータの概算には、**企業自ら一定の仮定を置くことや、バリュー・チェーン上からデータを収集**(注)して測定することから、**測定の不確実性が生じる**

IFRS S2号における要求事項等

Scope3の温室効果ガス排出の測定

- 直接測定(温室効果ガス排出を直接モニタリングすること)だけでなく、**見積りの使用を含む可能性が高い**。そして、その見積りは、**仮定及び適切なインプットに基づくデータの概算を伴う**(IFRS S2号 B38,B45)
- **測定にあたり、忠実な表現となる測定アプローチ**(報告に含める温室効果ガス排出の範囲を決定する方法)、**インプット及び仮定を使用しなければならない**(IFRS S2号 B38)
- 測定アプローチ、インプット及び仮定を選択するに当たり、報告日時点で企業が**過大なコストや労力をかけずに利用可能な、全ての合理的で裏付け可能な情報を用いる**ことが要求される(IFRS S2号 B39)

(見積りを使用した測定における基本式)

温室効果ガス排出量

=

活動データ

温室効果ガス排出をもたらす**企業の活動を表現するデータ**(例:電気使用量、貨物輸送量等)

インプット(例)

排出係数

活動データを効果ガス排出に変換する**排出係数**(例:電気1kWhあたりのCO2排出量、貨物輸送量1tあたりのCO2排出量等)

- 社内の各種データ、文献データ、業界平均データ、製品の設計値等から収集
- サプライヤー又はバリュー・チェーン上の他の企業から提供されたデータや、**第三者のデータ・プロバイダーから供給されるデータ**も含まれる
- **検証されたデータを優先して使用するが、過大なコストや労力をかけずに検証することができない場合には未検証のデータを使用することが必要な場合もある**

- 既存データベースからの取得のほか、**実測や取引先から提供を受ける方法もある**
- **企業の活動を最も表現する活動量に対応する排出係数を使用する必要**

(注)バリューチェーン内の特定の活動から直接入手されたデータ(1次データ。例:バリュー・チェーン上の他の企業から提供されたデータ等)の使用が困難である場合には、バリューチェーン内の活動から直接入手されないデータ(2次データ。例:第三者のデータ・プロバイダーから供給されたデータや産業平均データ等)を用いて測定を行うこともある。

(出所)ISSB「IFRS S2号 気候関連開示」B32～B54、SSBJ「サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準(案)」」68項～79項、B1～B14、環境省・みずほリサーチ&テクノロジーズ「サプライチェーン排出量の算定と削減に向けて」(2023年3月1日公表)(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/SC_syousai_all_20230301.pdf)

Scope3のGHG排出量の開示に係る情報利用者の声

- 情報利用者の立場からも、Scope3のGHG排出量の情報開示は必要であるものの、完璧な開示を求めているわけではなく、可能な範囲での開示の下で、企業と情報利用者との対話を通じて開示精度の向上を図っていくことを求める声がある

(日本証券アナリスト協会 ISSB基準セミナーシリーズ2023 第5回パネルディスカッションにおけるアナリストの発言)



金融セクター担当アナリスト

- 完璧なデータでの開示が難しいということは投資家も承知。
- 同じセクター内で開示の好事例が出てくれば、他社が追い付こうとすることで、開示がより充実。



自動車セクター担当アナリスト

- スコープ3の開示と開示に基づく企業との対話は極めて重要。
- 企業の背中を押してあげる意味で、最大限可能な範囲での開示という考え方は非常にリーズナブル。



エネルギーセクター担当アナリスト

- 一部の企業がしっかりとした開示を行うと、それが各企業に広がっていくことを実感。
- スコープ3の開示はリスク把握に役立ち、それがリスクの低減につながって、企業価値の拡大につながる可能性もあると思う。

セーフハーバーに関する検討の方向性

- 現行ガイドラインは、開示書類に記載すべき重要な事項のうちの**将来情報**が実際と乖離することとなった場合でも、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、**虚偽記載等の責任を負わない**との解釈を示したもの。
- 他方、GHGのScope3排出量の開示では、会社のバリュー・チェーンの上流及び下流の主体から提供されたデータ、データプロバイダーから提供されるデータ、投融資に帰属する排出量(ファイナンスド・エミッション)等の**企業の統制の及ばない第三者から取得した情報や見積りによる情報**の開示が求められる。
- 企業の積極的なサステナビリティ情報開示を促すためには、以上のような性格を有する**Scope3排出量に関する定量情報**が事後的に誤りであることが発覚したとしても、
 - ・ 統制の及ばない第三者から取得した情報を利用することの適切性(含:情報の入手経路の適切性)や、見積りの合理性について会社内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合であって、
 - ・ その開示の内容が一般に合理的と考えられる範囲のものである場合には、**虚偽記載等の責任を負わない**とすることが適当。
- 以上の考え方については、**ガイドラインを改正し、明確化することとする**。

企業内容等の開示に関する留意事項について(開示ガイドライン、2023年1月31日改正)

5-16-2

有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの**将来に関する事項**(以下「将来情報」という。) **で**有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等(重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。)の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、**当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容(例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程)の概要とともに記載**することが考えられる。

セーフハーバーについて

- 第4回WGでは、Scope3排出量に係る定量情報の虚偽記載等に対するセーフハーバーについて、ガイドラインを改正し、一定の開示を前提に、責任を負わないとの考え方を示すとの事務局提案について、概ね賛同の意見を得られた。
- 一方で、サステナビリティ情報の虚偽記載に対するセーフハーバーについては、従前から、責任の要件の見直し等、法律改正により対応すべきとの意見もあるところ。
- 基本的には、第4回WGで提案したガイドラインによる対応を行うことを前提に、適用対象や適用要件について検討を進めていくが、本WGにおいて指摘のあった論点も踏まえ、**法律改正の要否も含め、引き続き検討**していくことが考えられる。

第4回WGご意見(要約)

- 事務局提案のScope3などのバリューチェーン情報等に対するセーフハーバーの考え方に賛同
- 企業の誠実な開示姿勢という要素をセーフハーバーの要件に盛り込んでもいいのではないか
- セーフハーバーの適用対象は、バリューチェーン情報一般とすべきではないか
- 事務局案のセーフハーバーの適用要件は厳しい。SEC規則案のようなレベル(合理的な根拠なく、又は誠実に開示しなかったことが証明されない限り、不正な記載とはみなされない)まで緩和してほしい
- サステナビリティ情報の場合、信頼性が高くても不確実性が高いということもあり得る。厳密にし過ぎないことが重要で、重要な項目において開示されている数値に差異があっても、重要性がなければ責任を負わないとすることが考えられる
- 既存のセーフハーバーとの相互関係が見えにくくなっているなので、見通しのよい制度になるとよい

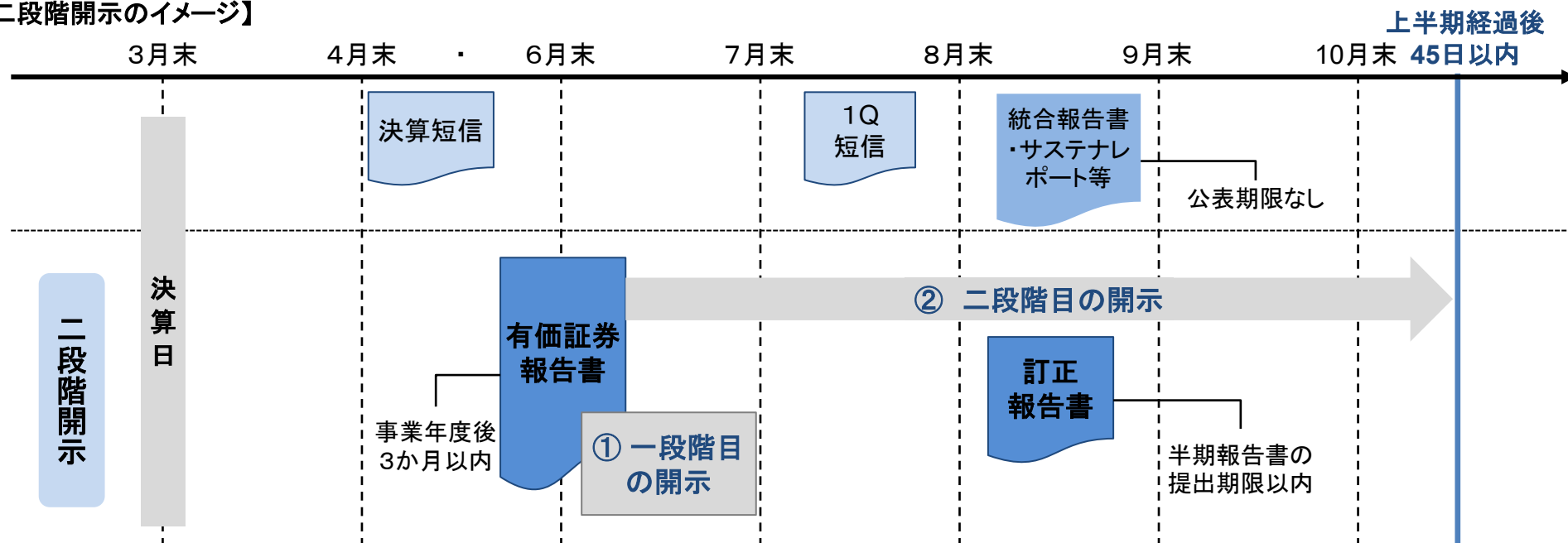
第3回WGにおける法律改正に関わるご意見(要約)

- サステナビリティ情報については、重過失でなければ虚偽記載等の責任を負わないとすることも、十分検討に値するのではないか

二段階開示の方法(経過的な措置)

- 二段階目の開示については、(1)有価証券報告書の訂正による方法と、(2)半期報告書による方法が考えられる(法定公衆縦覧期間は、いずれも5年)。
- この点、サステナビリティ情報が有価証券報告書の記載事項とされることに鑑みると、二段階目の開示は、その訂正報告書において行う方が、半期報告書において行うよりも、制度的な整合性が確保できる。
- さらに、以下の点を踏まえると、二段階目の開示は、有価証券報告書の訂正によることが適当と考えられる。
 - ① 有価証券報告書の訂正であれば、下線を引く等の方法により更新された箇所が明示される
 - ② 訂正報告書には法定の提出期限がなく、中間財務諸表のレビューが必要な半期報告書に比して早期開示が期待される
 - ③ 訂正報告書は半期報告書よりも早期に開示することが可能であり、後発事象の対象となる期間を短縮できる
- なお、訂正報告書に提出期限がないことにより、長期間にわたり提出されないというデメリットも観念し得る。このため、訂正報告書による二段階目の開示は、半期報告書の提出期限までに行うこととすることが適当。

【二段階開示のイメージ】



1. サステナビリティ情報の開示のあり方について
 - (1) サステナビリティ開示に関する国際的な動向等
 - (2) サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWGの設置
2. サステナビリティ情報に関する開示の好事例
3. サステナビリティ開示基準の導入における個別論点
4. サステナビリティ情報の保証制度の導入について
5. 有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた環境整備

サステナビリティ情報の信頼性確保の必要性

有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の信頼性確保の必要性

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報は、企業の将来のキャッシュ・フロー等に影響を与えると見込まれる、サステナビリティ関連のリスク及び収益機会に関するものであり、**投資を行う上で有用な判断材料**となる。
- 投資家からは当該情報の信頼性の確保を望む声があり、**日本企業の国際競争力の維持、投資家保護の観点から第三者による保証**が必要。

サステナビリティ情報の開示・保証を巡る我が国の動向

- 2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示を開始（個別具体的な開示基準なし）。
- 2024年3月、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、国際基準（ISSB基準）を踏まえ、日本におけるサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）の公開草案を公表。

サステナビリティ情報の開示・保証を巡る海外の動向・議論

<サステナビリティ情報を巡る海外の動向>

- サステナビリティ情報の報告は、投資家、利用者、規制当局をはじめとする多くのステークホルダーにとって急速に重要な事項となり、サステナビリティ情報に対する保証はますます要求されるようになってきている。
- 欧州では、2023年1月、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）が発効され、2024会計年度から段階的にサステナビリティ報告を要求。2023年12月には、フランス政府はCSRDを国内法制化し、他の欧州各国でも国内法制化に向けた動き。
- 米国では、2024年3月、米国証券取引委員会（SEC）が気候関連開示を義務化する最終規則を公表。その後、これに異議を唱える訴訟が相次ぎ、現在、SECは司法判断確定まで同規則の執行を停止（※）。

（国際的な開示・保証基準に関する議論）

- 2023年6月、サステナビリティ情報の**開示に関する国際的な基準としてISSB基準が設定**され、各国で、同基準の適用に向けた動きが進展。
- 保証の義務化にあたり、証券監督者国際機構（IOSCO）、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）、金融安定理事会（FSB）、欧州委員会（EC）、米国証券取引委員会（SEC）、欧州監査監督者委員会（CEAOB）等から、**サステナビリティ保証のグローバル基準が必要との強いニーズ**があり、これを受けて、2023年8月、**国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、サステナビリティ報告の保証に関する新しい国際基準（ISSA 5000）の公開草案を公表。（2024年9月に最終化。）**

※ 規則案においては、企業規模に応じて2025年開始会計年度から段階的に適用するとされている。

保証に係る考えられる主な論点

論点1 サステナビリティ保証の範囲・水準等

- 第三者保証の対象範囲は、公正妥当なサステナビリティ情報の開示の基準により作成された情報の全てか又はその一部にするか
- 保証水準は、限定的保証か合理的保証のどちらか、開示項目によって水準を分けるか、一定期間後に保証水準を変更するか

論点2 サステナビリティ保証業務の担い手

- 保証業務実施者については、公認会計士以外も含む制度 (profession-agnostic) にするか
- 金融商品取引法において、サステナビリティ保証業務を行う者を規制する枠組みをどのように規定すべきか (参入規制、義務、責任、業務制限等)
- サステナビリティ保証業務実施者の資質及びその確認のあり方、サステナビリティ保証人材の育成 (財務諸表監査に支障を生じさせないためのリソース確保を含む)

論点3 サステナビリティ保証業務に関する保証基準及び倫理・独立性基準

- 財務諸表監査における監査基準や倫理規則に相当するルールの体系や設定主体をどのようにするか、国際的なサステナビリティ保証業務に関する保証基準や倫理・独立性基準との整合性をどのように確保すべきか

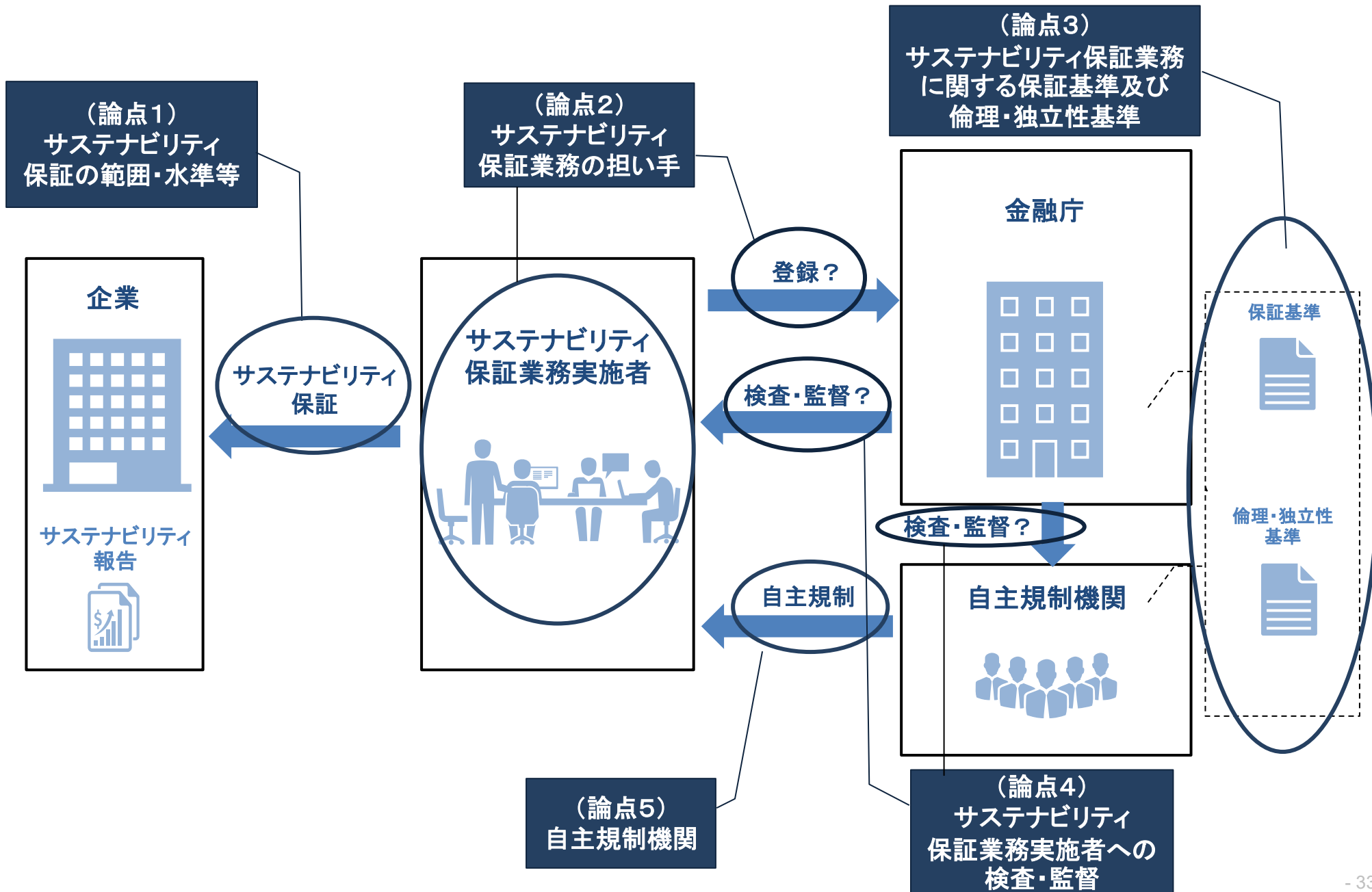
論点4 サステナビリティ保証業務実施者への検査・監督のあり方

- 金融庁や公認会計士・監査審査会の役割や権限の見直しも含めて、検査・監督のあり方はどうあるべきか

論点5 自主規制機関の役割

- 自主規制機関の運営主体はどうあるべきか、どういった役割を果たすべきであるか

サステナビリティ保証の概要



[参考]海外におけるサステナビリティ保証制度に係る検討状況

保証導入当初	フランス	ドイツ(案)	豪州(注1)	米国(注1)(注3)
保証範囲	ESRSに基づく 全ての開示情報	ESRSに基づく 全ての開示情報	AASB S2Iに基づく Scope1、2排出量 ガバナンス 戦略(リスク及び機会) ^(注2)	気候関連開示規則に基 づくScope1、2排出量
保証水準	限定的保証	限定的保証	限定的保証 ^(注2)	限定的保証
保証の 担い手	監査法人 その他の保証業務提供者	監査法人	監査法人 (財務諸表の監査人のみ)	監査法人 その他の保証業務提供者
将来像	フランス	ドイツ(案)	豪州(注1)	一時停止中 米国(注1)(注3)
保証範囲	ESRSに基づく 全ての開示情報	ESRSに基づく 全ての開示情報	AASB S2Iに基づく 全ての開示情報 (注2)	気候関連開示規則に基 づくScope1、2排出量
保証水準	合理的保証への 移行を検討	合理的保証への 移行を検討	合理的保証 ^(注2)	限定的保証 合理的保証 (大規模早期提出会社)
保証の 担い手	監査法人 その他の保証業務提供者	監査法人	監査法人 (財務諸表の監査人のみ)	監査法人 その他の保証業務提供者

(注1) 豪州及び米国における開示義務は、気候関連情報のみ。

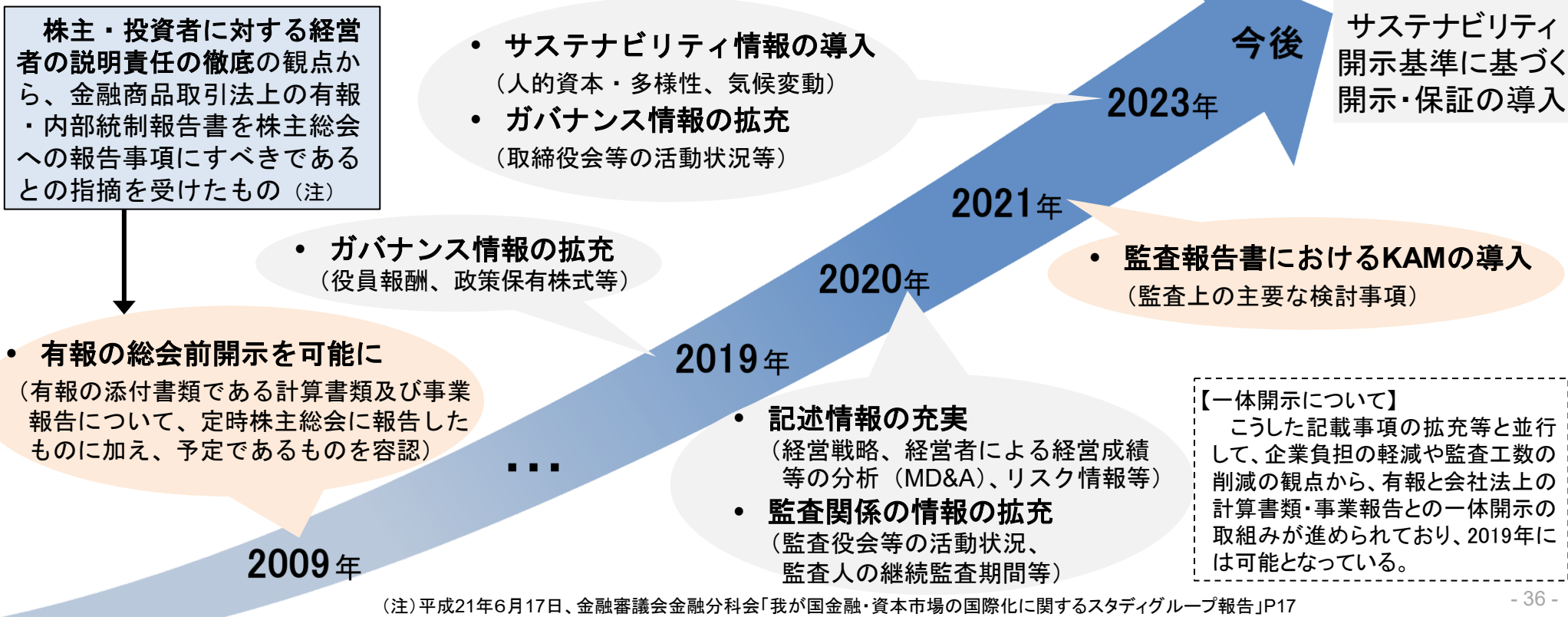
(注2) 気候関連の開示の適用開始と同時にScope1、2排出量、ガバナンス、戦略(リスク及び機会)に対する限定的保証を開始。2年目に保証範囲を全ての開示情報(定量・定性情報含む)に拡大し限定的保証を要求し、4年目に全ての開示情報に対して合理的保証を要求。最終的に2030年7月1日以降開始する会計年度までに全てのグループの全ての気候関連開示(定量・定性情報含む)に対する合理的保証を要求

(注3) Scope1、2の開示対象の大規模早期提出会社及び早期提出会社について、保証導入当初はScope1、2に対する限定的保証を要求。大規模早期提出会社はその後合理的保証に移行。ただし、2024年3月の気候関連開示規則の公表後に、異議を唱える訴訟が相次ぎ、同年4月、SECは司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表。 34

1. サステナビリティ情報の開示のあり方について
 - (1) サステナビリティ開示に関する国際的な動向等
 - (2) サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWGの設置
2. サステナビリティ情報に関する開示の好事例
3. サステナビリティ開示基準の導入における個別論点
4. サステナビリティ情報の保証制度の導入について
5. 有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた環境整備

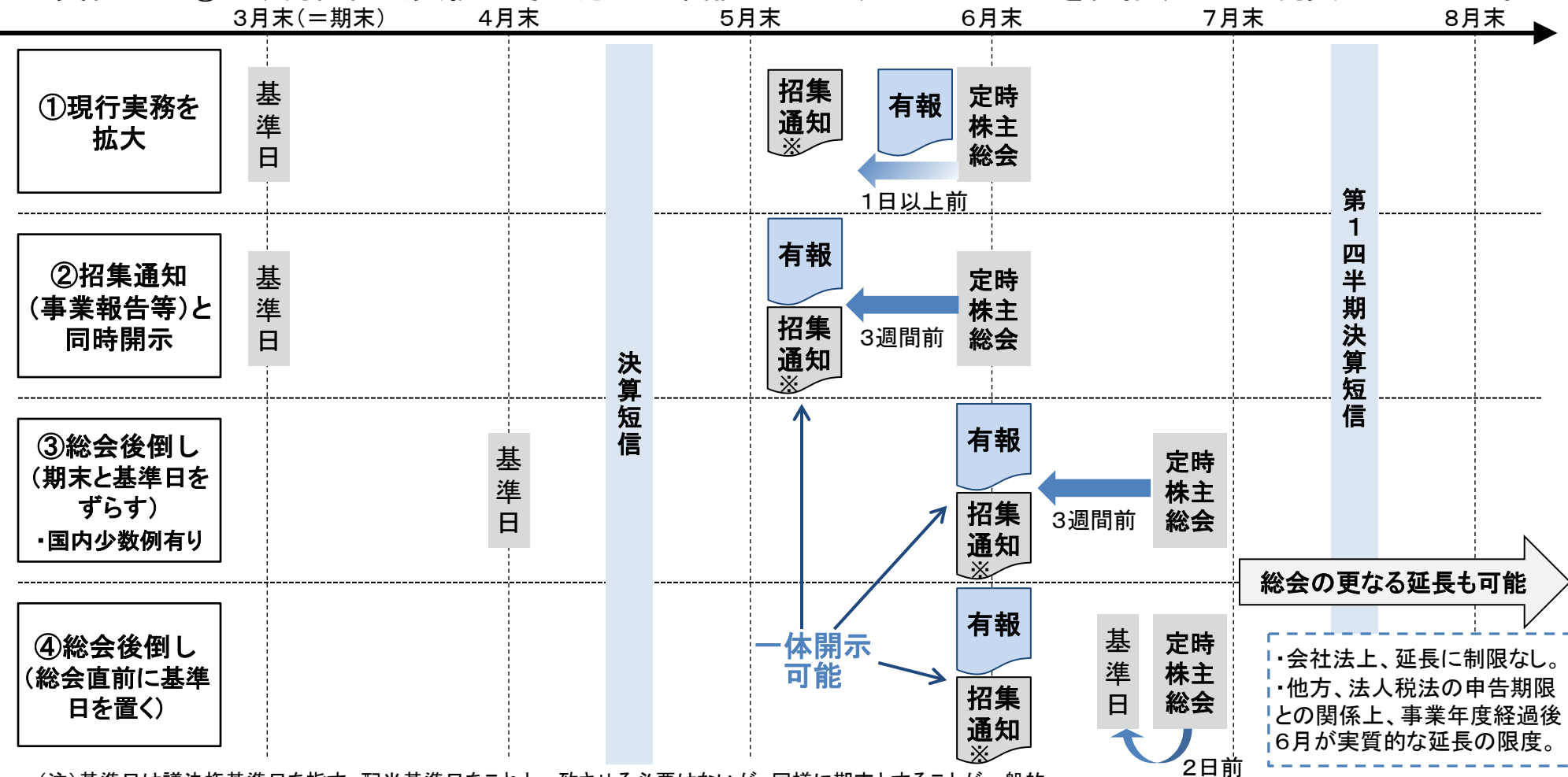
総会前開示の有用性

- 2009年に有価証券報告書(以下「有報」)の総会前開示を可能として以降、コーポレートガバナンスの観点等から、有報では投資判断に必要な情報の拡充が図られてきており、足下では、サステナビリティ開示基準に基づく開示及び保証の導入も検討されている。
- このような記載事項の拡充により、投資家の意思決定のための有報の重要性は増しており、建設的な対話のさらなる充実のため、有報が総会前に開示される必要性も高まっている。
- また、総会後に有報を開示するという我が国の運用は諸外国においては見られず、企業開示の質と適時性を高める観点から海外機関投資家からの総会前開示を求める声が強くなっている。
- 情報開示を充実する企業努力が、総会前開示が行われていないことを理由に適正に評価されていないと考えられ、我が国の運用をグローバルな水準に揃えていく必要がある。



総会前開示の考えられる実現方法

- 現行は概ね①。総会後の開示より有益であるが、投資判断に必要な時間を十分確保できているとは言い難い。他方、前倒しには実務上の限界があり、一体開示が可能となる3週間前(②)の実現は困難。
- また、サステナビリティ開示により記載事項が増える中、基準日を維持したままでの前倒しはより難しくなる。
- 総会后倒し(③)は、現行法制下でも可能であり、開示に係る実務負荷の軽減にも繋がると考えられる。
- 英仏型の④は、現行総会実務の考え方との乖離が大きく、ただちにこれを目指すことは現実的ではない。



(注) 基準日は議決権基準日を指す。配当基準日をこれと一致させる必要はないが、同様に期末とすることが一般的。

※ 招集通知には、事業報告・計算書類等の添付が必要であり、これらを有報と合わせて一つの開示書類とすることを一体開示という。